国民の基本的人権を脅かす「組織的犯罪処罰法改正案」(「共謀罪」)の 廃案を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年 6月 8日

取手市議会議長

佐藤 清殿

提出者 取手市議会議員 関 戸 勇

ル カ 増 充 子

国民の基本的人権を脅かす「組織的犯罪処罰法改正案」(「共謀罪」)の 廃案を求める意見書(案)

政府は、東京オリンピックなどへのテロ対策を理由に、「共謀罪」の国会成立を図ろうとしている。同法案は、犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画だけで犯罪とみなし、その判断を、捜査機関の裁量にゆだねている。国民の思想や内心まで処罰の対象にする違憲立法によって、捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになる。それ故に過去3回にわたって国民の反対で葬られてきたものである。

政府が必要とするテロ対策の国際的枠組みは、すでに13本の国際条約が採択され、日本 はそれに基づくこれらすべてを締結し、それに基づく国際法も整備されており、新たな立 法の必要はない。改めて「共謀罪」を創設することは、秘密保護法、「安保法制」(戦争法) をはじめ、安倍政権による「戦争する国づくり」をさらに進めるためのものと言わざるを 得ない。この間の国会論戦の中で、安倍首相、金田勝年法相ら政府側は法律案についての 野党の質疑にまともな答弁ができない事態が続き、国民への説明責任も果たさないまま、 衆院採決が強行された。「共謀罪」法案についての論戦は、参議院に移され終盤国会での攻 防が続いている。参院法務委員会での参考人質疑(6月1日)で、松宮孝明立命館大学教 授は、今回の「共謀罪」法案は、その立法理由とされる国際組織犯罪防止(TOC)条約の 批准には不必要であり、法案の強行成立によって、一般市民も含め、広く市民の内心まで 捜査と処罰の対象となり、「市民生活の自由と安全が危機にさらされる戦後最悪の治安立法」 と述べた。又、同じく参考人の新倉修青山学院大名誉教授は、5月18日のジョセフ・ケナ タッチ国連特別報告者から、同法は「人権を制約する」との懸念を示す書簡が安倍首相に 届けられたことに、菅官房長官の「個人の資格で言っている」と切り捨てたことを批判し た。新倉修参考人は、「特別報告者の書簡は、有識者という資格で国連の人権理事会で任命 された専門家としての国連活動の一環としたものである」こと、その書簡に寄せられた法 案の人権侵害についての指摘は重大、はっきり言えば欠陥法で憲法違反の法律で、違憲無 効なものであることを強調した。

以上のように、政府が今国会で成立を目指す「現代版治安維持法」とも言われる「共謀罪」は、もの言えぬ密告社会の再来を想起させる違憲立法である。首相や所管大臣等政府の国民に対する説明責任すら果たされない法案の成立強行は許されない。

よって次のことを強く求めるものである。

1.「組織的犯罪処罰法改正案」(共謀罪)の廃案を求める 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣・防衛大臣・外務大臣・法務大臣・衆参両院議長